

河合町議会会議録

平成30年 12月6日 開会

河合町議会

平成30年第4回(12月)河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (12月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○議席の変更	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第26号の質疑、討論、採決	12
○議案第27号の質疑、討論、採決	13
○承認第36号の質疑、討論、採決	15
○議案第23号から議案第25号及び議案第28号から議案第31号及び請願第2号の委員会付託	17
○散会の宣告	18
○署名議員	19

平成 3 0 年 1 2 月 6 日 (木曜日)

(第 1 号)

平成30年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年12月6日(木)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議席の変更について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第26号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第27号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 6 承認第36号 専決処分の承認を求めることについて(副町長の給与の減額に関する条例の制定)
- 日程第 7 議案第23号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第24号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第25号 平成30年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第28号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第29号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第31号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第14 請願第 2号 不適切会計事務処理問題に係る「議会による個別外部監査の請求」を求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

2番 大西孝幸

3番 清原和人

4番 馬場千恵子

5番 吉村幸訓

6番 岡田康則
8番 池原真智子
10番 疋田俊文
12番 中尾伊佐男

7番 森尾和正
9番 西村 潔
11番 谷本昌弘
13番 辻井賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	東 正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒 匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村 豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	総務課長	上村 学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	保健スポーツ 課長	中野典昭
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸

欠席者

社会福祉課長 佐藤桂三

会議に従事した事務局職員

調整員 松本良一

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第28号をもって平成30年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成30年第4回定例会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第4回12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。本日は、議案第23号から議案第27号までの5議案、承認第36号の1承認、合計6案件及び追加議案として議案第28号から議案第31号までの4議案、合計10案件を提出させていただいております。後ほど議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。町長の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、6番、岡田康則議員、7番、森尾和正議員を指名します。

◎議席の変更

○議長（疋田俊文） 日程第2、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第3条第3項の規定により議長において変更いたし、ただいまの着席のとおり決定いたします。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第3、会期の決定を議題とします。

11月22日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より会期等についてを報告願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） 去る11月22日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月6日より12月17日までの12日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日6日、本会議、13日、14日、一般質問10時から、総務常任委員会、7日10時から、厚生常任委員会、7日11時から、経済建設常任委員会、7日午後1時から、本会議最終日は11日10時からでございます。

本日の議事日程につきましては、議案第23号から第27号の5議案と承認第36号の1承認、本日追加議案の議案第28号から第31号の4議案、合計9議案、請願第2号の1請願を本日一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日6日より17日までの12日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第23号より議案第31号までの9議案、承認第36号の1承認について、提案の理由の説明を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） それでは、承認第36号につきまして、ご説明を申し上げます。

承認第36号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました「副町長の給与の減額に関する条例の制定」について、ご説明いたします。

このことにつきましては、この度の住宅及び清掃工場における不適切事務処理に対し、管理監督責任として副町長の給与の額を3カ月間10%減額するものでございます。

この条例は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 東 正次 登壇）

○副町長（東 正次） それでは、平成30年12月定例会に提出いただきました議案第23号から議案第27号までの5議案、及び本日追加議案として提出いたしました議案第28号から議案第31号までの4議案全て、順次説明いたします。

まず、議案第23号 平成30年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,271万3,000円を追加し、予算総額を75億3,537万円とするものでございます。

次、第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、2事業の借り入れ限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計16億8,270万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費5,707万7,000円の減額につきましては、財源調整による減額となっております。

次に、2款総務費、4項選挙費450万円の増額につきましては、平成31年4月7日執行予定の知事・県議会議員選挙に係る平成30年度予算執行分の事務費等の増額となっております。

14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費の障害福祉費7,725万1,000円の増額につきましては、内訳として自立支援医療給付費924万3,000円の増額、精神障害者医療給付費143万3,000円の増額、地域生活支援事業費357万5,000円の増額、介護給付費6,300万円の増額で、いずれも給付費等の増加に伴い、扶助費も増額となっております。

総合福祉会館運営費250万円の増額につきましては、灯油価格の上昇により燃料費を増額するものです。

後期高齢者医療費2,773万8,000円の増額につきましては、医療費負担金の確定により、増額するものでございます。

次、16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費の児童福祉総務費65万9,000円の増額につきましては、未熟児療育医療給付費の増加に伴う扶助費の増額と、平成29年度国庫負担金の精算に伴う償還金の増額となっております。

児童措置費434万2,000円の増額につきましては、平成29年度児童手当給付費国庫負担金の精算に伴う償還金の増額となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費の母子衛生費259万5,000円の増額につきましては、妊婦健診の受診者数増加に伴う委託料の増額となっております。

9款教育費、2項小学校費の小学校建設費300万円の増額と、次の18ページ、9款教育費、3項中学校費の中学校建設費650万円の増額につきましては、今夏の酷暑を受けての国・県

の補正予算を活用し、熱中症対策としてのエアコン設置に伴う設計業務委託費の増額となっております。

10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費70万5,000円の増額につきましては、去る9月4日の台風21号の強風により、第1小学校のグラウンドのフェンスが倒木により被害を受けたことから、復旧工事を実施するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金、1項負担金で6万円の増額。13款国庫支出金、1項国庫負担金で3,686万1,000円の増額。同じく13款国庫支出金、2項国庫補助金で495万3,000円の増額。14款県支出金、1項県負担金で1,819万6,000円の増額。

次、10ページをお願いいたします。

同じく14款県支出金、2項県補助金で224万3,000円の増額。同じく14款県支出金、3項県委託金で450万円の増額。20款町債、1項町債で590万円の増額。以上、歳入歳出7,271万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第24号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ27万円を追加し、予算総額を22億3,273万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費27万円の増額については、国保県単位化に伴う国保情報データベースシステム改修費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4款県支出金、3項県負担金・補助金でシステム改修費の財源として27万円の増額となっております。

以上、歳入歳出27万円の増額補正となっております。

次に、議案第25号 平成30年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

第2条「資本的収入及び支出の補正」につきましては、西大和配水タンク除却工事関連事業としまして、当初予定されておりました県事業が延伸されたことに伴い、本町事業の年度内執行が不可能となったことから、収入で第1款資本的収入、第1項企業債において1億100万円を減額し1億300万円に、また支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費において1億110万円を減額し1億4,966万1,000円とした上で、予算第4条本文中4,676万1,000円

を4,666万1,000円に、1,570万円を1,560万円とするものでございます。

第3条「債務負担行為の補正」につきましては、事業延伸に伴い、債務負担行為を行う必要がなくなったことから、予算第5条を削除するものでございます。

第4条「企業債の補正」につきましては、予算第6条表中の限度額を2億400万円を1億300万円に改めるものでございます。

次に、議案第26号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が平成30年8月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします概要は、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦とみなした上で、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業所の利用者負担上限に係る市町村民税の判定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図るものです。

また、支給認定保護者または当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、指定都市に地域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域外に住所を有する者とみなし、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものです。

この条例は、公布の日から平成30年9月1日から適用するものでございます。

次に、議案第27号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、共同処理する事務のうち、資源ごみに関する事務について山添村が参加することから、組合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、本日追加議案として提出いたしました議案第28号から議案第31号までの4議案につきまして、ご説明いたします。

このことにつきましては、平成30年度の人事院勧告に基づき、これに準拠した条例の一部改正と一般会計補正予算を提出するものでございます。

まず、議案第28号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げ、3.35月分とするも

のでございます。

第1条で、平成30年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げることでございます。

第2条で、平成31年度以降については、年間総支給月数を変えずに、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ1.675月分とするものでございます。

この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものです。

また、第1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第29号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げ、3.35月分とするものでございます。

第1条で、平成30年度については、12月の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条で、平成31年度以降については、年間総支給月数は変えずに、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ1.675月分とするものでございます。

この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものです。

また、第1条の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第30号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、まず第1条で、宿日直手当につきましては、通常の宿日直勤務1回の手当額を200円引き上げ4,400円に、常直的な宿日直勤務について、一月の手当額を引き上げて2万2,000円とするものです。

また、勤勉手当につきましては、平成30年度は、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

さらに、行政職給料表を平均0.2%引き上げる改正でございます。

第2条では、平成31年度以降につきまして、まず期末手当の年間総支給月数を変えずに、6月期と12月期の支給月数をそれぞれ1.3月分とするものでございます。

また、勤勉手当につきましては、年間総支給月数を変えずに、6月期と12月期の支給月数

をそれぞれ0.925月分とするものでございます。

この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものです。

また、第1条の規定中、勤勉手当の支給月数の改正については平成30年12月1日から、宿日直手当及び行政職給料表の改正につきましては、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次、議案第31号 平成30年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出予算には増減なく、人事院勧告に基づく給与改定などによる歳出予算の組み替えとなっております。

今回の補正のうち、給料、職員手当、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、506万円の増額と、職員の休職や育児休業等による908万8,000円の減額で、人件費全体で402万8,000円の減額となっております。

次に、人件費以外の項目について説明いたします。10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金では、財政調整により402万8,000円を増額するものでございます。

以上、提出いたされました9案件の説明とさせていただきます。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第26号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 4番、馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例の中で、負担の部分ですけれども、4月から8月までの利用者負担額については前年度分ということで、今までの上限の中でもされていましてけれども、9月分からについては、翌年3月までの利用者負担については、該当年度分の市町民税の課

税状況に基づけてというふうになっていますが、今までこの項目がない状態では、どうい
のを基準に利用料というか負担額決められていたんでしょうか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、次長。

○福祉部次長（杉本正範） 保育料の決定につきましては、ここに書かれていますように、4
月から8月までは前年度の住民税、9月以降は当該年度のことです。

今までのやりとりだったりございまして、ちょっとその部分が抜けていたというか、漏れ
ておりましたので、今回これを追加させていただきました。

○議長（疋田俊文） ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第26号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第27号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更に
ついてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○8番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回、山添村が入るということですがけれども、ちょっとの働きで何かされているようですが、可燃ごみとあわせて不燃ごみも頑張っているんですが、ちょっと時期でそのずれた形で参加された理由と、可燃と不燃と両方、参加されている理由がわかれば教えてもらいたいのと、あとは不燃ごみのところで、今年参加していない河合町さん粗大ごみとなっていますけれども、この分担を受けてお伝え願えたらと思います。

○住民生活部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（木村光弘） 今回の規約変更でございますが、山添村さんが今現在、可燃ごみ処理及び不燃ごみ、粗大ごみ処理について、広域負担の取り決め額がされておりまして、資源ごみはどこに来るというようなことでございますが、その後、資源ごみ処理についても、ちょっと既にもう現在、天理市を中心として今の山辺、広域組合での処理に移行されているということですので、当該組合にどうしても資源ごみ処理に参加に時間がかかるようだと聞いております。

それとあと、河合が不燃ごみとかに参加するかどうかということだったと思いますが、現在のところ河合町におきましては、可燃ごみ処理で広域組合に参加をさせていただいているところですが、不燃、粗大及び資源ごみ処理については、現行の場所で同時に一応行う方向で今のところは決めております。

ただ、今後、将来につきましては、そのときのいろいろな状況により考えてしていきたいというようには考えています。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 現時点で、不燃ごみとかは出させないで処理するのですがけれども、今の時点ではこのほうがメリットがあるとかという判断なんですか。もしそうだったら、具体的なメリットのところを教えてもらいたいなと思います。

○住民生活部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 住民生活部次長。

○住民生活部次長（木村光弘） メリットといいましても、なかなか今の段階で、施設の建設費は幾らぐらいとか、幾らぐらいの額は出ているんですが、その運営の処理の仕方は、私どもと組合等のほうがちょっと若干違うところがありまして、私ども、今のごみの収集形態もまだかなり変更せざるを得ないというところもありまして、その辺の特徴的なものと、それ

からあと今後、その辺も検討しなければならない部分ですけれども、今のところは状況を見て、現行で進めていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第27号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更については、可決されました。

◎承認第36号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

岡田議員。

○6番（岡田康則） 今回のこの副町長の給与の減額なんですけれども、町長の専決ということで仕方がないことなんですけれども、やはりもう少し私たち議員に先に説明があったら、私はよかったのかなとか思うんですけれども、20%だとか何十%だとか、これは途中でやはり先に説明がいただきたかった。

それと、前回の不祥事に対しての職員間の、幹部職員それから一般職員に対してのそういうふうなことに関してを新聞報道で知ったというふうな現実なんですよね。ですから、やはり私たちに、町会議員、町内にいますので、ちょっと寄ってということで、説明しますわ

という話があれば、すっきりしたんですけれども、そこら辺のところをやはり風通しのよい
というところ辺で、ちょっとご意見というか、お聞かせお願いいたします。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） 説明とおっしゃいますけれども、ちゃんと説明はさせていただいており
ます。それを皆さん方にどう説明されたのか我々もわかりませんが、議会にはこういう形で
説明したし、ということはちゃんと申し上げております。

○6番（岡田康則） もう1回、いい。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 説明本当になかったんですよ。それで、新聞報道で、幹部職員さんとそ
れから一般職員減額というのを知ったのが現実ですし、そこら辺をやっぱり町長、説明な
かったというので、知らなかったんです、本当に。だから、そこら辺ちょっとだけわかってほ
しいということです。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） 説明があった、なかったという、そういう議論はね、おかしいと思う。
それで、我々は上で待機して、説明は申し上げております。

ですから、そこを、じゃ、どうして聞いていなかったんかというのがあるわけですよ。

新聞では、そういうふうにならなくて、そういうふうにならなくて、新聞では受け取って、何で先におっしゃ
っていただかなかったの。それ以前に、ちゃんと説明を議会のほうに申し上げておるとい
うことは事実でございますので、それをしっかりと皆さんとも認識をお願いしたいと思います。

○議長（疋田俊文） じゃ、ちょっと、もう2回で終わりなんで。

他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を……

（「後で、後で」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第36号 専決処分の承認……

（「議長、このように」という者あり）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、承認第36号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎議案第23号から議案第25号及び議案第28号から議案第31号及び
請願第2号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第7、議案第23号、日程第8、議案第24号、日程第9、議案第25号、
日程第10、議案第28号、日程第11、議案第29号、日程第12、議案第30号、日程第13、議案第
31号、日程第14、請願第2号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第23号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、請願第2号を総務常任
委員会に付託します。

議案第24号を厚生常任委員会に付託します。

議案第25号を経済建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程、全て議了しました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 森 尾 和 正